



鳥取県公報

令和7年6月17日（火）
第9702号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 公 告	クロスボウの取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 2
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3の2第1項の規定によりクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和7年6月17日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種別及び受講対象者

初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするものを対象とする。

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和7年7月23日 午前10時00分から 午後3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第27会議室	鳥取県内の各警察署の管内に 居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 4時間30分

(2) 講習課目

ア クロスボウの所持に関する法令

イ クロスボウの使用、保管等の取扱い

4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 6,900円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和7年6月17日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別 \ 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	令和7年7月9日 午前10時から午後 3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者
経験者講習	令和7年7月15日 午後1時30分から 午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,900円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具